令和８年度佐賀県外国人材日本語力向上支援補助金

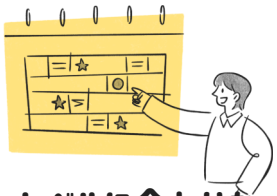
人材定着・活躍促進のための

日本語教育支援





外国人材の日本語力向上に取り組む事業者へ経費の一部を **補助** します



レベルに合わせた日本語研修



研修費の1/2補助（上限あり）



対面もオンラインもOK



会社が費用負担する研修が対象

補助上限額 20万円（補助率1/2以内）※予算に達し次第受付を終了します

対象者 県内で外国人を雇用している事業者（監理団体、登録支援機関含む）

対象事業 雇用する外国人向けに実施する日本語研修等（講師派遣型、オンライン受講型等）
※　受講定数が10人以下のオンライン形式の講義も交付対象です。

対象経費 日本語研修に係る経費（講師謝金、受講料、テキスト代、オンデマンド教材受講料）
※交付決定日から事業実施年度の１月末までに支払いが完了したもの

申請期限 令和8年 ~~11月30日（月曜日）~~ **12月14日(月)まで延長します**



補助金活用例

対象者	ベトナム人従業員
時間	９０分×１１コマ
実施方法	対面講義
内容	初級日本語研修（N5～４レベル） 初級文型の学習、職場での使用語彙、表現等の学習及び練習



（事業実施者）

お申し込みお問い合わせ

佐賀県中小企業団体中央会
外国人材日本語力向上支援事業補助金 担当
TEL:0952-23-4598（平日9:00～12:00 13:00～16:30）
HP：https://www.aile.or.jp/_2802.html

申請はこちら

佐賀県

「佐賀県外国人材日本語力向上支援事業補助金」

交付までの流れ 3 ステップ

まずは研修内容の検討からスタート！

受講者の日本語レベル、目指したい日本語レベル、
期間、費用等について、研修機関等と相談して
研修内容を検討してください。
※研修内容についてお困りの場合は、
佐賀県中小企業団体中央会までご相談ください。



1 交付申請

「交付申請書」を提出してください。
交付決定の場合、中央会から交付決定通知書を送付します。
※申請書等は表面のQRコードからダウンロードできます。



2 事業実施

事業計画に沿って補助事業を実施
随時、研修の様子や学習の進捗状況を確認してください。



3 実績報告・補助金の請求

「補助事業実績報告書」を提出してください。
※事業完了日から起算して30日を経過した日又は事業実施年度の２月１０日のいずれか早い日まで。実績報告の内容を審査の上補助金の額を中央会が確定し、額の確定通知書をお送りします。
額の確定後、「補助金交付請求書」により中央会へ請求してください。

補助金を活用した事業者の声

- 事業所としてゆっくり日本語を教える時間がとれなかったが、教室を通してマナーなども学んでもらうことで、その負担が減った。
- 受講前よりも従業員の笑顔が増えた。
- 次の実習生の育成・相談役としての外国人材の中心的役割を担ってほしい。
- 介護業務を遂行する上で有意義な研修であり、今後も継続していきたい。





研修を受講した外国人の声

日本語の勉強方法がわからなかったが、
先生が気軽に相談に乗ってくれて助かった。